② 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

③ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

④ 本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑤ 本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑥ 本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。

⑦ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。なお、主任技術者を兼務する場合は、入札説明書別記様式３に現在従事中の工事及び本工事と重複する場合の対応措置等について記入すること。

⑧ 本工事は、入札説明書に対する質問として、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査単価（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく資材単価（以下、「特調単価」という。）に関する情報の提供希望が寄せられた場合、主たる資材について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う情報は、質問回答期限内に特調単価がとりまとまっているものに限る。

⑺ 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 東北地方整備局における通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷ 平成12年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記ⓐ及びⓑの要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れかが下記ⓐ及びⓑの実績を有すること。

ⓐ 以下のいずれかの新設または更新工事の施工実績を有すること。

⑴ ラジオ再放送設備

⑵ 無線通信補助設備

⑶ 路側放送設備

ⓑ 施工実績が適切なものであること。

ただし、ⓐ及びⓑは同一工事での施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記ⓐの施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記ⓑ「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑸ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

① 次に掲げるいずれかの実務経験又は資格を有する者であること。

㋐ 電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校の場合５年以上又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校含む。）若しくは大学（旧大学令による大学を含む。）の場合３年以上電気通信工事に関する実務経験を有する者。

㋑ 10年以上電気通信工事に関する実務経験を有する者。

㋒ 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（電気電子））

㋓ 電気通信主任技術者資格者証交付後、電気通信工事業に関して５年以上の実務経験を有する者。

㋔ 監理技術者資格者証（電気通信工事）を有する者。

② 平成12年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐及び㋑の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

㋐ 以下のいずれかの新設または更新工事の施工経験を有すること。

⑴ ラジオ再放送設備

⑵ 無線通信補助設備

⑶ 路側放送設備

㋑ 施工経験が適切なものであること。

ただし、㋐及び㋑は同一工事での施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記㋐の施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋑「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 単体企業にあっては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者を含む構成員の何れか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑹ 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。